消費者コニナニ

~消費生活センターからのお知らせ編~

『消費者コーナー』バックナンバーを掲載しています

広報だざいふの偶数月に掲載している『消費者コーナー』では、消費 生活センターに寄せられた相談から、特に市民の皆さんに注意してほし い悪質商法の手口や対処法などを中心に、消費生活に関するさまざまな 情報を紹介しています。

ホームページへ過去数年分のバックナンバーを掲載し、記事にイラス

トを交えて見やすく加工してい ます。プリントアウトすると、 そのまま啓発用のチラシとして 使用することもできますので、 家族で見てみるなど、ぜひ活用 してください。



『消費者コーナー』ホームページ 公開ページID:2636

『訪問販売お断りステッカー』を無料で配布しています

悪質な訪問販売を防ぐため、『訪問販売お断りステッカー』を無料で 配布しています。玄関先などの目立つところに貼って、必要のない訪問 販売は「お断り」とあらかじめ意思表示することができます。ステッ カーは市役所2階の消費生活相談室で配布しています。数に限りがあり ますので、希望する人はお早めにお越しください。



ステッカー見本

地球にやさしい 二つ ライフ(178)

問い合わせ 環境課 環境保全係(☎内線308)

川に捨てられたごみがたどり着く場所は?

家まで持ち帰るのが面倒くさくて何気なくポイ捨てしたごみ、捨て方が分からなくて川に捨てたご み、それらは近くの川から下流に流れ、海へと流れ込んでいます。

魚がおいしいと言われる福岡の海が、今、大変なことになっています。漁業者による海底ごみの回収 活動が進められていますが、ごみの量は減っていないのが現状です。海に面していない本市でも、全く 無関係ではいられません。

海底ごみって何?

私たちが住んでいるまちから、側溝や川など を通ってごみが海へ流入し、その一部が海底に 沈んで堆積しています。

海底ごみには、レジ袋、ペットボトル、空き缶 などの生活ごみが多く見られます。海底ごみが あると、魚が住みにくくなるなど、漁場環境の 悪化につながる要因になると言われています。

出典: FUKUOKA おさかなレンジャー実行委員会 「ハカタの海をまもりたい」



博多湾の海底の様子

できることからはじめよう!

地域のごみを減らし、適切に処分すること で、海底ごみの減量につながります。私たちの 行動が、身近な川を、そして福岡の海を変える かもしれません。

- ・ごみのポイ捨ては絶対にしない
- ・マイバッグ、マイボトルを持ち歩こう
- まだ使えるものは大切にしよう
- ・地域の清掃活動に参加しよう



太宰府水から川る会主催 「御笠川クリーンデイ」 小学生も参加しての 河川清掃活動の様子

消費者コーナー拡大版

12月は悪質商法撲滅月間です



問い合わせ 産業振興課 商工・農政係 (☎内線438)

福岡県では、毎年12月を悪質商法撲滅月間と位置づけ、県内で啓発 などを集中的に行っています。

皆さんは、突然の電話や街中のキャッチセールス、訪問販売でしつこく商品や サービスの勧誘をされて困った経験はありませんか?悪質事業者だったとしたら、あ なたはターゲットとして狙われていたことになります。

悪質業者は消費者の知識が浅いと分かると、巧妙な手口を仕掛けてきます。契 約して後悔しないためにも、悪質商法への知識を普段から身に付けておきましょう。

悪質商法撲滅月間 消費者啓発パネル展

悪質商法への対処法などを 紹介します。

日時:12月1日(水)~10日(金) 場所:市役所1階

市民ギャラリー

■ 知っていますか?こんな悪質商法

(消費生活センターへ相談が寄せられた悪質商法を紹介します)

■マルチ商法

商品やサービスの契約と同時に 販売組織に加入し、次はその商品を 自身が友人など他者に販売するこ とで組織に加入させると紹介料が 払われる仕組みです。組織はピラ ミッド式に拡大しますが、組織の上位 者のみが儲かり、その他の人たちに は購入した商品や借金などが残る 場合がほとんどです。



- 知人から誘われても不審に感じたらはっきり断る。
- ・目的が分からないセミナーなどには参加しない。

■点検商法

屋根や床下など自分 で簡単に確認できない 場所を「無料で点検す る」と突然訪問し、点検 後に事実と異なる結果 を伝え消費者の不安を あおり、高額な契約をさ せます。



【対策】

- ・突然訪問してくる事業者へは対応しない。
- ・住宅工事などの高額な契約は必ず複数 業者から見積りをとる。

■訪問買取(押し買い)

「古着などの不用品を買い取る」などと電話をしてきた事業者が家に来て「貴金属を見せ てほしい」などと言い、売るつもりのなかった宝石などを安く強引に買い取っていきます。

【対策】

【対策】

- 不要な勧誘はきっぱり断る。
- ・貴金属やブランド品などをむやみに見せない。

■ 消費生活センターへ相談しよう

消費生活センターでは、消費者トラブルについて問題解決のお手伝いや助言をしています。「困ったな」「どうしよ う と思ったときは、まずは相談してください。早めの相談がトラブルの早期解決や、次の被害を未然に防ぐ事につ ながります。

太宰府市消費生活センター

相談日時 月~金曜日(祝日・振替祝日・年末年始を除く) 場所 市役所2階 消費生活相談室 午前9時30分~午後4時(正午~午後1時は昼休み)